



鳥取県公報

令和元年10月21日（月）
号外第 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（314）（経営支援課） 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（315）（水産課） 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正（316）（〃） 6
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正（317）（〃） 6

告 示

鳥取県告示第314号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年10月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率					
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率				
	農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。）第 2条第2 項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法（昭 和36年法 律第202 号。以下 「法」と いう。）第 2条第2 項第1 号、第2 号、第4 号及び第 5号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第1号に 掲げる者 に貸し付 ける場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		
	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	年1.29 パーセント	年1.29 パーセント		年0.89 パーセント	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	年1.28 パーセント	年1.28 パーセント	年0.93 パーセント
	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	年1.29 パーセント	年1.29 パーセント		年0.89 パーセント	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	年1.28 パーセント	年1.28 パーセント	年0.93 パーセント
3 規則別 表第3号	年1.29 パーセント	年1.29 パーセント	年0.89 パーセント	3 規則別 表第3号	年1.28 パーセント	年1.28 パーセント	年0.93 パーセント		

に掲げる資金				に掲げる資金			
4 規則別表第4号に掲げる資金	<u>年1.29パーセント</u>	<u>年1.29パーセント</u>	<u>年0.89パーセント</u>	4 規則別表第4号に掲げる資金	<u>年1.28パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>	<u>年0.93パーセント</u>
5 規則別表第5号に掲げる資金	<u>年1.29パーセント</u>			5 規則別表第5号に掲げる資金	<u>年1.28パーセント</u>		
6 規則別表第6号に掲げる資金	<u>年1.29パーセント</u>			6 規則別表第6号に掲げる資金	<u>年1.28パーセント</u>		
7 規則別表第7号に掲げる資金		<u>年1.29パーセント</u>	<u>年0.89パーセント</u>	7 規則別表第7号に掲げる資金		<u>年1.28パーセント</u>	<u>年0.93パーセント</u>
8 規則別表第8号に掲げる資金	<u>年1.29パーセント</u>	<u>年1.29パーセント</u>	<u>年0.89パーセント</u>	8 規則別表第8号に掲げる資金	<u>年1.28パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>	<u>年0.93パーセント</u>
2 規則第3条第2項の利子補給率				2 規則第3条第2項の利子補給率			
利子補給率を上乘せする資金		上乘せする率		利子補給率を上乘せする資金		上乘せする率	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村が <u>年0.03パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの		<u>年0.03パーセント</u>		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村が <u>年0.01パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの		<u>年0.01パーセント</u>	

鳥取県告示第315号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年10月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の	利子補給率					漁業近代化資金の	利子補給率				
	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2		漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2

種類	代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以下 「法」 とい う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行令 （昭和 44年政 令第 209 号。以 下 「令」 とい う。） 第1条 第3号 に規定 する団	条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合	条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合	種類	代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以下 「法」 とい う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行令 （昭和 44年政 令第 209 号。以 下 「令」 とい う。） 第1条 第3号 に規定 する団	条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 （同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合	条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合
----	--	--	--	---	--	----	--	--	--	---	--

	体に限る。)に貸し付ける場合				
1 規則別表第1号の1に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年1.29パーセント	年1.09パーセント
2 規則別表第1号の2に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年1.29パーセント	年1.09パーセント
略					
4 規則別表第3号に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年0.89パーセント	年0.89パーセント
5 規則別表第4号に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年0.89パーセント	年0.89パーセント
6 規則別表第5号に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年1.29パーセント	年1.09パーセント
7 規則別表第6号に掲げる資金	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年1.29パーセント	年1.09パーセント
8 規則別表第7号に掲げる資金	—	—	年1.29パーセント	年0.89パーセント	年0.89パーセント
9 規則別表第	年1.29パーセント	年1.09パーセント	年1.29パーセント	年0.89パーセント	年0.89パーセント

	体に限る。)に貸し付ける場合				
1 規則別表第1号の1に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年1.08パーセント
2 規則別表第1号の2に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年1.08パーセント
略					
4 規則別表第3号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年0.93パーセント	年0.93パーセント
5 規則別表第4号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年0.93パーセント	年0.93パーセント
6 規則別表第5号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年1.08パーセント
7 規則別表第6号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年1.08パーセント
8 規則別表第7号に掲げる資金	—	—	年1.28パーセント	年0.93パーセント	年0.93パーセント
9 規則別表第	年1.28パーセント	年1.08パーセント	年1.28パーセント	年0.93パーセント	年0.93パーセント

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">8 号に 掲げる 資金</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> </tr> </table> <p>2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.03パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.03パーセント</td> </tr> </table>	8 号に 掲げる 資金	ント	ント	ント	ント	ント	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.03パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.03パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">8 号に 掲げる 資金</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">ント</td> </tr> </table> <p>2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.01パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.01パーセント</td> </tr> </table>	8 号に 掲げる 資金	ント	ント	ント	ント	ント	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.01パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.01パーセント
8 号に 掲げる 資金	ント	ント	ント	ント	ント																
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.03パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.03パーセント																				
8 号に 掲げる 資金	ント	ント	ント	ント	ント																
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.01パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.01パーセント																				

鳥取県告示第316号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
令和元年10月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和元年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年0.06パーセント</u>	<u>年1.29パーセント</u>	<u>年0.02パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>

鳥取県告示第317号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
令和元年10月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

令和元年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第 3 号の資金	<u>年0.06パーセント</u>	<u>年1.29パーセント</u>	規則別表第 3 号の資金	<u>年0.02パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>
規則別表第 7 号の資金	<u>年0.705パーセント</u>	<u>年0.645パーセント</u>	規則別表第 7 号の資金	<u>年0.66パーセント</u>	<u>年0.64パーセント</u>
その他の資金	<u>年0.06パーセント</u>	<u>年1.29パーセント</u>	その他の資金	<u>年0.02パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>